

一、和名類聚抄以前の文献に見える郡郷里名（は和名抄に見えない地名）

【参河国】

郡名	郷里名など
<p>青見評（石神木簡） 碧海郡（平城宮木簡）</p>	<p>前里（平城宮木簡） 石寸里（平城宮木簡） 知利布五十戸（石神木簡天武四・一〇） 采女里（平城宮木簡） □部里（平城宮木簡） 依網原（万葉三六七） 委之取五十戸（石神木簡）・和之取里（平城宮木簡）・鷲取郷（二条大路木簡） 長谷部里（平城宮木簡） 大市部五十戸（石神木簡朱鳥元） 青見（石神木簡）・青見里（平城宮木簡） 皆見郷（丹裏文書） 桜井戸（石神木簡） 鳥取（石神木簡）・鳥取駅家（伊場木簡）</p>
<p>各田評（石神木簡） 農多郡（平城京木簡） 額田郡（平城宮木簡）</p>	<p>新木郷（平城宮木簡） 鴨田郷厚石里（平城京木簡） 謂我郷（平城京木簡） 額田郷（平城宮木簡） 麻津郷（丹裏文書） 山豆奈駅家（伊場木簡）・山綱駅家（丹裏文書勝宝二・四・一九）</p>
<p>鴨評（石神木簡持統六・九・七） 加茂郡（平城京木簡）</p>	<p>某郷緑野里（平城宮東方官衙地区木簡） 高椅里（石神木簡持統六・九・二四）・高橋郷（平城宮木簡） 山田五十戸（石神木簡）・山田里（石神木簡持統四・一二） 上枯郷（平城京木簡） 下枯里（石神木簡）</p>
<p>波豆評（藤原宮木簡） 波豆郡（藤原宮木簡） 芳岡郡（平城宮木簡）</p>	<p>□（篠カ）嶋里（藤原宮木簡）・篠嶋（平城宮木簡） 比莫嶋（平城宮木簡） 熊来郷（西隆寺木簡神護景雲元・一〇・一〇）</p>

<p>芳豆郡 (平城宮木簡) 播豆郡 (二条大路木簡)</p>	<p>矢田里 (藤原宮木簡) 之者津五十戸 (石神木簡)・四極山 (万葉三) 大浜 (石神木簡) 析嶋 (平城宮木簡)</p>
<p>穂評 (石神木簡) 穂郡 (平城宮木簡) 宝飮郡 (二条大路木簡)</p>	<p>穂里 (石神木簡) 方原戸 (石神木簡)・形原郷 (平城宮木簡) 赤日子里 (藤原宮木簡) 美養郷 三宅里 (二条大路木簡) 望理郷 (宮町木簡) 度津郷 (平城京木簡) 篠束郷 (平城宮木簡天平一八・九・二〇) 豊川郷 (平城宮木簡) 宮地馭家 (伊場遺跡木簡)</p>
<p>八名郡</p>	<p>片山里 (平城京木簡和銅六) 多米里 (平城京木簡和銅六)・多米郷 (平城京木簡天平二・六・五) 神里 (平城京木簡和銅六) 八名郷 天刀里 (二条大路木簡)</p>
<p>飽 □ (海力) 評 (石神木簡) □ (飽力) 臣郡 (平城宮木簡和銅二) 飽海郡 (平城宮木簡) 渥美郡 (二条大路木簡天平八)</p>	<p>寸松里 (藤原宮木簡・平城宮木簡和銅二) 射等竈荷四間 (万葉三)・伊良虞能嶋 (万葉三四) ● (幡力) 太郷 (平城宮木簡天平宝字) 渥美郷 (宮町木簡) 大辟部五十 □ (戸力) (石神木簡)・大鹿部里 (平城宮木簡)・大 □ (壁力) 里 (長屋王木簡和銅七)・大辟里 (平城宮木簡)・大壁郷 松間里 (二条大路木簡天平八)</p>
<p>【遠江国】</p>	
<p>郡名</p> <p>浜名 (藤原宮木簡) 浜名郡 (遠江国浜名郡輸租帳天平二・一一・二〇)</p>	<p>郷里名</p> <p>新井里 (伊場木簡持統五・一二)・新居郷 (遠江国浜名郡輸租帳天平二・一一・二〇) 津築郷 (遠江国浜名郡輸租帳天平二・一一・二〇) 贅代 (城山木簡)・尔閉乃字良 (万葉四三二四)</p>
<p>測評 (伊場木簡文武三・三・一九)</p>	<p>上里 (伊場木簡) □呼嶋 (平城宮木簡)</p>

<p>敷智郡 (統紀靈龜元・五・二五)</p>	<p>嶋□□〔加郷力〕(城山木簡) 敷智□□〔郷力〕(城山木簡) 入野里 (伊場木簡持統九) □宗可□〔里力〕(伊場木簡) 蛭田郷 (伊場木簡) (蛭田郷) 中寸里 (中村木簡和銅八) 赤坂郷 (伊場木簡)・赤坂郷 鳴里 (鳥居松木簡神龜元) 柴江五十戸 (伊場木簡天武一〇・一・一〇)・柴江里 (伊場木簡) 竹田五十戸 (伊場木簡)・竹田里 (伊場木簡文武三・三・一九)・竹田郷 (伊場木簡)・竹田郷 □江里 (伊場木簡) 袁文里 (伊場木簡)・烏文 (伊場木簡天平七)・小文里 (中村木簡)・小文郷 (伊場木簡) 和治 (伊場木簡) 浜津□〔里力〕(伊場木簡)・浜津郷 (伊場木簡) 栗原 (伊場木簡)</p>
<p>伊奈佐保曾江 (万葉三三九)</p>	<p>京田□□〔五十力〕(城山木簡)</p>
<p>荒玉評 (藤原宮木簡) 龜玉郡 (万葉三三左注)</p> <p>長田評 (飛鳥京木簡) 長田郡を上下に分割 (統紀和銅二・二・二〇) 長田上郡 (山背国愛宕郡雲下里計帳神龜三) 長上郡 (二条大路木簡天平二〇)</p>	<p>赤□里 (藤原宮木簡) 鴨里 (藤原宮木簡) 佐除里 (藤原宮木簡) 大□里 (平城宮木簡) 匹□〔沼力〕五十戸 (飛鳥京木簡)</p>
<p>長下郡 (統紀靈龜元・五・二五)・長下郡 (平城宮木簡)・長下郡 (万葉四三二一左注)</p>	<p>伊筑郷 (宮町木簡天平一六・七)</p>
<p>石田郡 (統紀靈龜元・五・二五)・石田郡 (平城京木簡) 磐田郡 (駿河国正税帳天平一〇)・磐田郡 (靈異</p>	<p>高菟郷 (丹裏文書天平勝宝二・四・一一) 大郷 (御殿二之宮木簡)・大乃浦 (万葉二六五) 壬生郷 (二条大路木簡天平八) □□〔野中力〕(平城京木簡) 久米郷 (御殿二之宮木簡)</p>

<p>記中三一)</p> <p>佐益郡 (駿河国正税帳天平一〇)・佐□□〔益郡カ〕(二条大路木簡)</p> <p>佐野郡 (万葉四三五左注)</p>	<p>豊国郷 (御殿二之宮木簡)</p>
<p>佐益郡の八郷を割いて山名郡を設置 (統紀養老六・二・一六)</p> <p>山名郡 (平城宮木簡天平一七)・山名郡 (万葉四三三左注)</p>	
<p>紀甲郡 (藤原宮木簡)</p> <p>城飼郡 (統紀宝龜二・三・四)</p>	<p>朝夷郷 (刑部広浜優婆塞貢進文神護景雲四・八・二)</p> <p>松淵 (飛鳥池木簡)・松淵里 (藤原宮木簡)</p> <p>狭束郷 (御殿二之宮遺跡)・狭↓〔束郷〕 (正倉院宝物)</p>
<p>藪原郡 (統紀天平五・九・二二三)</p> <p>榛原郡 (靈異記下三五)</p>	<p>鵜田里 (靈異記中三九)</p> <p>□〔相カ〕良里 (藤原宮木簡)</p>

【南信濃】

<p>郡名</p>	<p>郷里名</p>
<p>伊奈□ (飛鳥池木簡)</p> <p>伊奈評 (藤原宮木簡)</p> <p>伊那郡 (正倉院宝物天平元・一〇)</p>	<p>小村□〔郷〕 (正倉院宝物天平一〇・一〇)</p>
<p>束間温湯 (書紀天武一四・一〇・一〇)</p> <p>□〔束〕間郡 (屋代木簡)</p> <p>筑摩□〔郡〕 (平城宮木簡)</p> <p>筑摩郡 (延暦八・五・二九)</p>	<p>須我能安良能 (万葉三三二)</p> <p>山家郷 (平城宮木簡)・山家郷 (正倉院宝物天平勝宝四・一〇)</p>

奈良・石神遺跡いしがみ（第二六号・第二七号）

《中略》

7 木簡の积文・内容

石神遺跡は飛鳥寺の北西に位置し、南は漏刻台跡の水落遺跡に接し、北西には「小治田宮」墨書土器の出土した雷丘東方遺跡が所在する。一九八一年以降、継続的に調査を実施している。

今回の积読訂正は『新修豊田市史』編纂を契機とするもので、积読にあたっては愛知教育大学の西宮秀紀氏と名古屋大学の古尾谷知浩氏のご教示を得た。一(1)と二(3)は本誌未報告で、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』の出典を、号数―番号として併記した。

一 第一五次

《中略》

二 第一六次

SD四〇九〇

- (1) ・「<壬辰年九月廿四日〔下枯カ〕□□里長マ大□□」
・「<呂五斗┘」
213×29×6 032 27 (4)

- (2) 「鴨評下枯里物マ稻都弥米五斗<」
217×20×3 032 27 (5)

《中略》

『和名抄』によると、参河国賀茂郡には、賀茂・仙陞・伊保・拳母・高橋・山田・賀祢・信茂の八郷が属している。古来、賀祢は賀弥の誤写とする理解もあり、賀祢・信茂は、某上・某下里（郷）の固有地名部分が脱落したとも考えられてきた。二(1)(2)は、「万枯里」と积読し、天正一八年（一五九〇）の古文書にみえる「まかり」という地名との関連を推測してきたが、今回の再积読の一環で平城京東三坊大路東側溝SD六五〇から出土した木簡に「上枯郷」の荷札（『平城宮発掘調査出土木簡概報』七、七頁下段五八）が確認されたことをうけ、「下枯里」と积文を改めることとした。

（山本 崇）

三、遠江国敷智郡の浜津郷・浜松郷



(高山寺本和名抄)



(名古屋市博物館本和名抄)



(東急本和名抄)



(古活字本和名抄)

- 浜津郷 □ 石部 □ □ □ (伊場遺跡木簡一九)

四、信濃国の筑摩郡と千曲川

- ① 軽部朝臣足瀬・高田首新家・荒田尾連麻呂を信濃に遣して、行宮を造らしむ。蓋し、束間温湯に幸さむと擬ほすか。(日本書紀 天武一四・一〇・一〇)

- ② □ 間郡束 □

〔悲〕 (屋代木簡一〇二)

- ③ 筑摩 豆加萬 国府 (和名類聚抄「信濃国」古活字本)

信濃のつかまの湯に、をかしかりしかば、書き付けし、これただのさいしやうのを

- ④ 出づる湯のわくにかかれる白糸はくる人たえぬものにざりける (重之集 一四〇)

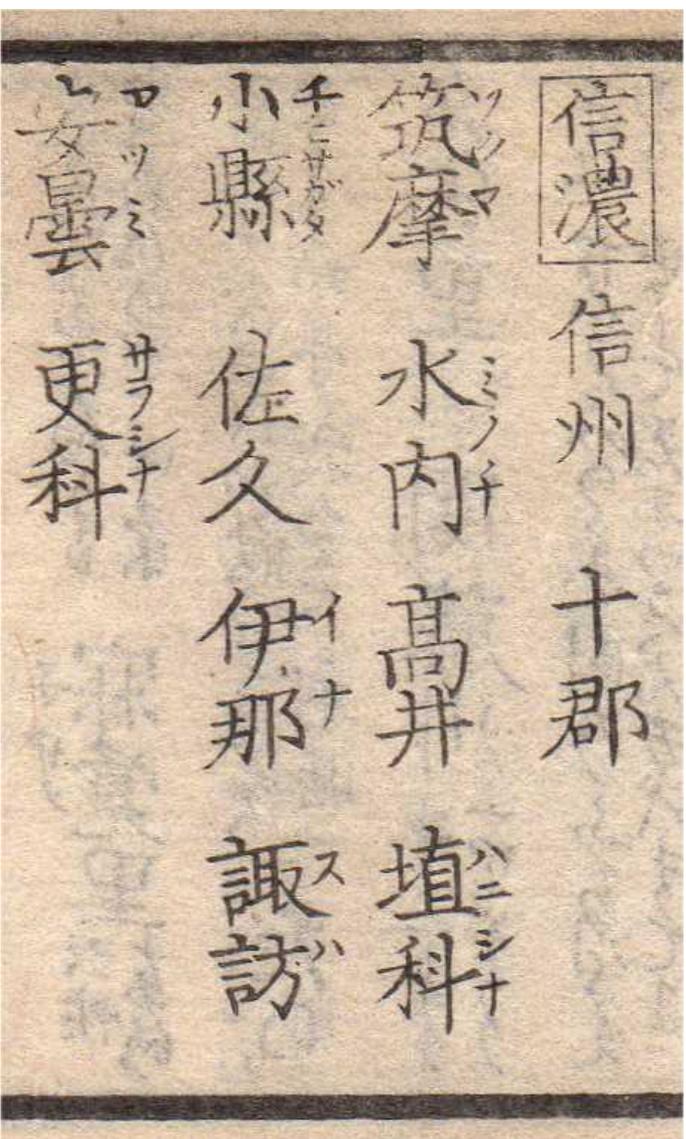
修理大夫これただ信濃守に侍りける時ともにまかりくだりてつかまの湯を見はべり

- ⑤ 出づる湯のわくにかかれる白糸はくる人たえぬものにぞありける (後拾遺 一〇六一)

- ⑥ 讚信郡 ≪長屋王家木簡≫ (信濃国更級郡)

- ・ 播信郡 ≪長屋王家木簡≫ (信濃国埴科郡)
- ・ 策覃郡 ≪長屋王家木簡≫ (武蔵国埼玉郡)
- ・ 甘作郡 ≪二条大路木簡≫ (近江国神埼郡)
- ・ 尺太郡 ≪二条大路木簡≫ (近江国坂田郡)
- ・ 紀甲郡 ≪藤原京木簡≫ (遠江国城飼郡) など

⑦江戸時代の資料における「筑摩郡」のよみ



『日本地名便覧』天保九年四月刊

⑧信濃なる筑摩の川の細石も君し踏みてば玉と拾はむ（万葉集三四〇〇）

五、遠江国磐田寺の起源

丹生直第一は、遠江国磐田郡の人なりき。第一、塔を作らむとして願を發し、未だ其の塔を造らずして淹しき年を歴、猶し願を果さむと睠みて、毎に懷を軫む。聖武天皇の御世に、弟上年七十歳、妻年六十二歳にして、懷妊みて女を生む。左の方の手を捲りて、以て産生る。父母怪しびて、捲れる手を開くに、弥増に固く捲りて、猶し故に舒べず。父母愁へて曰はく「嫗、時に非ずして子を産み、根具らず。斯れ大きな恥とす。因縁を以ての故に、汝、我が子に生る」といふ。廻ち嫌ひ棄てずして、慈び哺し育む。漸く長大るに随ひて、面容端正し。年七歳に至り、手を開きて母に示して曰はく、「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば、舍利二粒有り。歡喜び異奇びて、諸人に告げ知らす。諸人衆、喜び展転ぶ。国の司、郡の卿、悉くに喜び、知識を引率して、七重の塔を建て、彼の舍利を安みして、供養したる。今磐田郡の部内に建立せる磐田寺の塔是れなり。塔を立てし後に、其の子忽に死にき。闔かに知る、願として得ずといふこと無く、願として果さずといふこと無しといへるは、其れ斯れを謂ふなり。

（『日本靈異記』中・三十一）

